# 森林技術総合研修所
# 食堂業務運営事業者公募要綱

令和８年10月

森林技術総合研修所

目　次

１　趣　　旨　・・・・・・・・3

２　基本概念　・・・・・・・・3

３　公募内容　・・・・・・・・3

４　応募者の資格　・・・・・・・・6

５　質問の受付　・・・・・・・・7

６　説明会　・・・・・・・・7

７　応募手続等　・・・・・・・・7

８　運営事業者の決定　・・・・・・・・8

９　使用許可の手続　・・・・・・・・8

10　その他　・・・・・・・・8

別紙１　森林技術総合研修所食堂業務運営事業者説明会申込書兼質問票　・・・・・・・・10
別紙２　応募申請書　・・・・・・・・11
別紙３　企画提案書他提出書類　・・・・・・・・12
別紙４　企画提案内容一覧　・・・・・・・・13
別紙５　設備諸条件一覧表　・・・・・・・・14
別紙６　食堂備品目録　・・・・・・・・15
別紙７　建物配置図　・・・・・・・・16
別紙８　厨房平面図　・・・・・・・・17
別紙９　食堂平面図　・・・・・・・・18
別紙10　経費負担区分　・・・・・・・・19
別添　誓約書　・・・・・・・・20

1　趣　旨

森林技術総合研修所（以下「研修所」という。）は、林野庁職員等を対象として職務遂行に必要な知識及び技術を付与するために各種研修を実施しており、研修実施期間中の研修生及び研修講師並びに研修所職員の研修所における生活環境の向上を図り研修生等の福利厚生を増進するため、研修所の所定の場所に食堂を設置している。

この目的を実現するため、民間事業者の企画力、ノウハウを最大限活用して、研修所が提示する諸条件により、事業者自ら食堂として企画立案し、実現する実行力並びに施設経営に豊富な経験及び能力を有する森林技術総合研修所食堂業務運営事業者（以下「運営事業者」という。）を公募する。

2　基本概念

企画立案に当たっては、主に次の事項について重視するものとする。

（１）職員等のニーズへの対応

①　職員等のニーズに合った食堂の機能

②　職員等のニーズに合った商品・サービス・価格

（２）安定的かつ継続的な食堂経営に必要な能力

①　資金、人材、ノウハウの経営資源

②　商品、サービスの開発力

③　効率的、安定的な食堂経営を支援する物流システム、商品管理システム

④　従業員の教育、訓練体制

⑤　適正な従業員の配置体制

⑥　適正な安全管理・衛生管理体制

⑦　健全な食堂の収支計画

（３）環境への配慮・公益への貢献

①　企業としての環境・公益への配慮・貢献

②　研修所で実施する省エネルギー対策への協力

③　食堂に設置する環境設備・機器類の省エネルギーへの配慮

④　食堂から発生する廃棄物の適正な回収・廃棄

3　公募内容

（１）業務内容

①　提供する食事の種類

朝食

昼食（講師用昼食を含む）

夕食

②　営業日及び営業時間

研修所職員の担当者（以下「担当者」という。）から食事の提供を要しない旨、通知のあった日を除く平日で、研修実施期間中とし、原則として「行政機関の休日に関する法律（昭和63年12月13日法律第91号）」に規定する行政機関の休日を除く。

朝食　７時30分から８時30分まで

昼食　12時から13時まで

夕食　17時45分から19時まで

③　販売種類

朝食　定食

昼食　定食

夕食　定食

その他　講師用昼食

食品アレルギーの者がいる場合は、別献立を提供すること。

１週間ごとに献立を決定し、献立表を当該週の前々週金曜日までに担当者に提出するとともに、食堂にて掲示すること。

食品の熱量（カロリー）は１日2,000kcal前後の範囲内で栄養バランスのとれたメニューとすること。なお、メニューは日替わりとする。

④　年間使用者数及び食数

職員数　　26名

年間使用者数（研修生）　　約2,200人（見込）

年間食数（見込）　　朝食　約3,100食

昼食　約2,600食

夕食　約3,000食

その他、講師用昼食及び懇親会メニューの提供を行う。

なお、各研修の食数は原則として研修開始日の前々週金曜日までに、職員の食数は前週水曜日までに決定するものとする。

⑤　販売価格

物価等を踏まえ決定する。

参考（令和８年度販売価格）

朝食　　700円

昼食　1,000円（講師用昼食も同額）

夕食　1,100円

いずれの価格も内税とする。

また、物価の変動により価格改定の必要が生じたときは、研修所に改定価格及び原価計算書を添えて協議し、同意を得るものとする。

⑥　農林水産省が行う各種施策への協力

食料自給率に関し、外食産業の模範となるメニューを提供すること（できる限り国産食材を使用する等）。

米又は米粉を使ったメニューを提供し、米の消費拡大に努めること。

献立に、１食あたりのカロリー値、原料原産地等を表示すること。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第６条に基づき閣議決定された「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の判断の基準を満たすこと。

独自に食器等を準備する場合は、環境に配慮した食器等の使用に努めること（必要最低限の食器等の提供は行うが、独自に食器を準備することを妨げない）。

（２）使用許可物件

①　所 在 地　　東京都八王子市廿里町1833番地94

②　施設名称　　森林技術総合研修所厨房他

③　位　　置　　別紙７参照

④　面　　積　　87.88㎡　　（厨房54.87㎡、事務室等33.01㎡）

（３）使用料等

① 令和９年度の使用許可期間に係る年間使用料（見込額）は、397,000円（消費税は別途）である。

なお、当該使用料は毎年度の見直しにより変動する場合がある。

② 使用料は、林野庁長官の指定する期日までに林野庁長官が発行する納入告知書により全額納付とする。

③ 使用料の他に使用許可物件に係る光熱水料の使用料を別途徴収する。

（４）使用許可期間及び使用許可の更新

使用許可期間は、令和９年４月１日（予定）から令和14年３月31日までの５年間とする。

ただし、研修所が必要と判断した場合には、一回に限り更新できるものとし、最初の使用許可期間と併せて最長10年までとする。

（５）食堂の運営主体

食堂の企画・運営のノウハウを持つ運営会社（者）とする。

なお、他社（者）へ委ねること又は請負は認めない。

（６）食堂の改装工事

原則、使用許可物件内の工事は認めない。

ただし、修繕、模様替え等の改装が必要な場合は、事前に書面をもって、研修所へ協議するものとする。

（７）使用上の制限等

① 食堂の運営に当たっては、森林技術総合研修所食堂業務運営事業者公募要綱（以下「公募要綱」という。）に定める事項を遵守すること。

② 運営事業者は、使用許可物件について、常に善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

③ 運営事業者は、使用許可物件について、第三者に転貸し、又は担保に供することはできない。

また、修繕、模様替えその他の行為をしようとするとき、又は別途提出する国有財産許可申請書に記載された利用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって、研修所の承認を受けなければならない。

④ 運営事業者は、新型コロナウィルス感染症拡大防止対策を含む防災面安全管理及び保健衛生面等に十分に配慮するとともに、使用する部分の清潔の保持並びに衛生管理及び安全管理は、運営事業者がすべて責任を負うこと。

⑤ 食堂から発生する全ての廃棄物は、運営事業者の負担で排出処分することとする。

なお、廃棄物等は指定された排出場所以外に放置することはできない。

⑥ 原材料・廃棄物の搬入・搬出において、駐車場（別紙５「設備諸条件一覧表」その他項目１に記載）に一時駐車することができる。

⑦ 食堂の改装・運営に当たっては、関係法規等に定める事項を遵守すること。

⑧ その他、庁舎内は、喫煙室以外はすべて禁煙であるため、食堂も禁煙とする。

従業員は研修所の喫煙ルールに従うこと。

（８）使用許可の取消し又は変更

以下に該当するときは、使用許可を取消し、又は変更することがある。

① 国において使用許可物件を必要とするとき

② 運営事業者が許可条件に違背し、ふさわしくないと研修所が判断した場合

③ 運営事業者について資金事情の変化等により食堂の運営の履行が確実でないと

研修所が判断した場合

④　著しく社会的信用を損なう等により、運営事業者としてふさわしくないと研修所が判断した場合

⑤　上記「（７）使用上の制限等」に違背したとき

（９）使用許可終了時の条件等

使用許可期間が満了したとき、又は上記（８）により使用許可が取り消された場合は、運営事業者は研修所が指定する期日までに自己の負担で使用許可物件を原状回復して返還することとする。また、この場合、運営事業者は研修所に対して一切の補償を請求することはできない。

（10）名義使用の制限

運営事業者は、自己の営業上の取引に関して、研修所の名義を使用してはならない。

（11）損害賠償

運営事業者は、使用許可物件の使用に当たり、研修所又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償するものとする。

（12）自己都合による業務の解除

運営事業者は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、６ケ月前に書面により申し出ることにより解除することができる。

（13）施設の概況と制約

別紙５「設備諸条件一覧表」及び別紙６「食堂備品目録」による。

（14）その他

①　運営事業者の都合による経費は、運営事業者の負担とする。

②　運営事業者は、研修所の指示に従い、使用許可物件に限らず、建築物、電気工作物及び設備等を、常に良好な状態に保つよう使用することとする。

③　使用許可にあたっては、本公募要綱に定めるもののほか、国有財産使用許可書に定めるところによる。

④　運営事業者は、毎年度、使用許可更新時に決算報告書（写）を提出することとする。

⑤　運営事業者は、当該月の翌月10日までに、食堂の利用者数及び売上高等を研修所に報告することとする。

４　応募者の資格

応募者は、次の要件を全て満たしていること。

（１）下記６の説明会に出席していること。

（２）本公募要綱にある基本概念及び公募内容を理解し、運営に意欲のある者であること。

（３）良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と５年以上公募の業務内容にかかる営業を続けている実績を有すること。

（４）食堂の企画・運営のノウハウをもつ運営会社（者）であること。

（５）予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

（６）国税及び地方税を完納していること。

（７）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力

団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

（８）役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

（９）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

（10）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

（11）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

（12）暴力団又は暴力団員及び上記（８）から（11）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようという者ではないこと。公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者ではないこと。

5　質問の受付

本公募要綱等に質問がある場合は、本公募要綱に添付した森林技術総合研修所食堂業務運営事業者説明会申込書兼質問票（以下「説明会申込書兼質問票」という。）（別紙１参照）又は任意様式（説明会申込書兼質問票に記載している事項が網羅されているものに限る。）により、令和８年11月２日（月）16時30分（必着）までに下記７（４）へ郵送又はメールで提出すること。

なお、回答は下記６の説明会で行う予定である。

6　説明会

（１）日時　令和８年11月６日（金）14時

（２）場所　東京都八王子市廿里町1833番地94
森林技術総合研修所第１教室

（３）申込み

令和８年11月２日（月）16時30分（必着）までに下記７（４）へ説明会申込書兼質問票又は任意様式（説明会申込書兼質問票に記載している事項が網羅されているものに限る。）を郵送又はメールで提出すること。

（４）その他

当日は、本公募要綱を持参すること。

会場の都合により、出席者は１社につき２名までとする。

7　応募手続等

提出書類

（１）別紙２「応募申請書」

（２）別紙３「企画提案書他提出書類」

（３）提出期限

①　持参の場合　令和８年11月16日（月）16時30分

②　郵送の場合　令和８年11月16日（月）必着

（４）提出（郵送）場所等

〒193－8570

東京都八王子市廿里町1833番地94

森林技術総合研修所総務課

電話番号　　042－661－7121

E-mail　　shingiken_syomu@maff.go.jp

（５）その他

①　応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。

②　提出書類は返却しない。

③　提出書類は、当公募における運営事業者選定の目的以外に使用しないものとし部外秘とする。

④　提案内容の変更等は、上記（３）の期限内に限り取り扱う。ただし、応募者から提出された書類に不足、不備が判明した場合でも、連絡はしない。

⑤　関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、審査は行わず無効とする。

８　運営事業者の決定

（１）運営事業者の決定方法

所定期限内に適正に提出された書類について、研修所に設置する森林技術総合研修所食堂業務運営事業者選定委員会において、企画内容及び資力、信用等を総合的に審査の上、同委員会において国有財産の使用許可をする運営事業者を決定する。

（２）運営事業者の決定時期及び審査結果の通知

運営事業者の決定は令和８年11月24日（火）を予定している。

審査結果は、全応募者に、決定後速やかに通知する。

審査結果や内容についての問い合わせには応じない。

（３）運営事業者の公表

運営事業者決定後、速やかに研修所のホームページにて公表する。

（４）その他

応募者多数の場合は、書類審査で一定数に選定した上で、ヒアリングの実施又は追加資料の提出を求める場合がある。

その場合は、改めて該当者に日程を通知する。

応募者が１社（者）の場合は、応募者と協議の上、再公募ができるものとする。

９　使用許可の手続

研修所と運営事業者との間で「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」(昭和33年１月７日付け蔵管第１号財務省理財局長通達)に基づき国有財産の使用許可手続きを行うものとし、手続きについては別途連絡する。

10　その他

（１）以下の場合には、運営事業者としての決定を取り消すこととする。

①正当な理由なくして、研修所の指定する期日までに国有財産使用許可申請書の提出を行わなかった場合

②運営事業者の決定から使用許可の手続きまでの間に、運営事業者について資金事

情の変化等により食堂の運営の履行が確実でないと研修所が判断した場合
③著しく社会的信用を損なう等により、運営事業者としてふさわしくないと研修所が判断した場合
④運営事業者が応募者の資格を失った場合

（２）入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を 踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

（３）農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)に基づき、第三者から不当な 働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しているので、入札者は、当該対策の内容を承知の上で、入札に参加すること。
林野庁ウェブサイト
https://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/cyotatu_nyusatu/index.html
森林技術総合研修所ウェブサイト
https://www.rinya.maff.go.jp/j/kensyuu/pdf/for_trader_191107.pdf

別紙１

森林技術総合研修所食堂業務運営事業者説明会申込書兼質問票

森林技術総合研修所　行
E-mail　shingiken_syomu@maff.go.jp

申込年月日　　令和　　年　　月　　日

会社等の名称

出席者氏名

電話番号

E-mail

質問等

別紙２

令和　　年　　月　　日

# 応　募　申　請　書

森林技術総合研修所食堂運営事業者公募要綱に基づき、森林技術総合研修所食堂の運営事業について、関係書類を添付し、応募の申請をします。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

森林技術総合研修所長　殿

郵便番号
本社（店）所在地
商号又は名称
代表者氏名

担当者氏名
電話番号
E-mail

別紙３

○企画提案書他提出書類

| 書　　類 | 内　　容 | 提出部数 |
|---|---|---|
| 企画提案書 | ・日本語Ａ４サイズで様式、形式は任意とし、別紙４企画提案内容一覧の内容を盛り込むこと。<br>・職員ＰＲ用に企画内容を集約したものを１枚（Ａ４）作成すること。 | ５部 |
| 企業概要 | ・企業の概要がわかる資料（パンフレット等）<br>・創立（創業）年月日<br>・資本金（出資総額）<br>・事業内容<br>（事業種目、取扱品目、サービス及び年間取扱高、損害賠償の加入状況、事業所所在地、従業員数、主な取引等）<br>・今回の提案に類似又は関連する実績<br>・役員名簿<br>・その他応募者のＰＲとなるもの | ５部 |
| 商号登記簿謄本 | いずれも原本<br>○法人の場合<br>現に効力を有する部分のみ<br>○個人の場合<br>商号を用いる場合は、商号登記簿謄本<br>商号を用いない場合は、本籍地の市区町村長が発行する「身分証明書」及び指定法務局の登記官が発行する「登記事項証明書」 | １部 |
| 誓　約　書 | 別添誓約書のとおり | |
| 定　款 | 最新のもの（定款にかわるものの写しでも可） | |
| 指摘事項及び改善措置状況 | 過去５年間の保健所からの指摘事項及び改善措置状況 | |
| 社会的信用失墜行為 | 過去５年間の社会的信用失墜行為の有無 | |
| 決　算　書 | ○法人の場合<br>直近５年分の賃借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書<br>○個人の場合<br>直近５年分の決算書等財産状態が確認できる写し | |
| 納税証明書 | 直近５年分の法人税又は所得税の納税証明書、事業税の納税証明書 | |
| 免許・許可書等 | 免許が必要とされる販売商品を取り扱う場合は当該免許の写し | |

注）公的機関が発行する書類については、発効日から３か月以内のものとする。

別紙４

○企画提案内容一覧

（以下の事項については、必ず記載又は資料を添付すること。図や写真を利用してイメージしやすいものとすること。）

| 事項 | 内容 |
|---|---|
| １．機能 | コンセプト、機能・形態等の具体的内容が分かるもの。 |
| ２．商品及びサービスの構成・価格 | 販売・提供を予定している主な商品の種類（メニューの例）、サービス、予定価格及び原価等が分かるもの。 |
| ３．類似店舗の出店実績 | 森林技術総合研修所と類似した立地で現在も営業中の店舗がある場合は実績が分かるもの。 |
| ４．収支計画 | 出店後５年間の収支計画（年間売上高・原価・人件費・初期設備投資額等） |
| ５．支援体制 | 資金、人材、ノウハウ等で支援を受けることができる本社組織、関連会社、系列店舗等がある場合、本食堂が支援を受けられる具体的な内容、支援を行う会社等の規模・実績等が分かるもの。関連会社数、関連会社の資本金額、系列店舗数、系列店舗の年間売上高は、必ず記載すること。 |
| ６．商品サービスの開発 | 商品・サービスの開発について、本社の組織体制・関連会社・取引会社の状況及び商品・サービスの開発の実績が分かるもの。 |
| ７．物流システム・商品管理システム | 応募者の現在の物流システム・商品管理システムに基づき、本食堂運営のための物流システム・商品管理システムを示すこと。 |
| ８．従業員の教育・訓練及び配置体制 | 従業員の教育・訓練等について、考え方や体制等について分かるもの及び配置体制が分かるもの。 |
| ９．苦情等の対応 | 利用者からの苦情・要望等へ対応する体制等が分かるもの。 |
| 10．安全・食品衛生、事故防止体制 | 利用者及び従業員の安全管理、食品衛生管理について、事故防止の体制及び事故への対応策が分かるもの。 |
| 11．省エネルギー・リサイクル・公益への配慮・貢献 | 省エネルギー・リサイクル・公益への配慮・貢献・取組みの実績が分かるもの。また、本食堂で利用する設備・機器類の省エネルギー等について工夫する点があれば記載すること。 |
| 12．廃棄物の回収方法・工夫 | 発生する廃棄物の量の把握及び回収・処理するための方法・工夫について作成すること。 |

別紙５

設備諸条件一覧表

| | 内　　容 | 備　考 |
|---|---|---|
| 電<br>気 | １．電気設備<br>２．電話、ＦＡＸ通信回線設備 | |
| 設<br>備 | １．空調調和設備<br>・冷暖房設備<br>・厨房器具用換気設備<br>２．給排水設備<br>・給水設備<br>・給湯口設備<br>・排水設備<br>３．ガス設備　プロパンガス | |
| そ<br>の<br>他 | １．駐車場　研修所テニスコート道路側右側のスペースを利用可能<br>２．喫煙　　指定喫煙所以外は禁煙<br>３．トイレ　庁舎内のトイレを使用<br>４．厨房設備　別紙６及び別紙８参照<br>５．備品　　主な備品は別紙６参照<br>６．消耗品　調理器具及び食器類 | |

別紙６

食堂備品目録

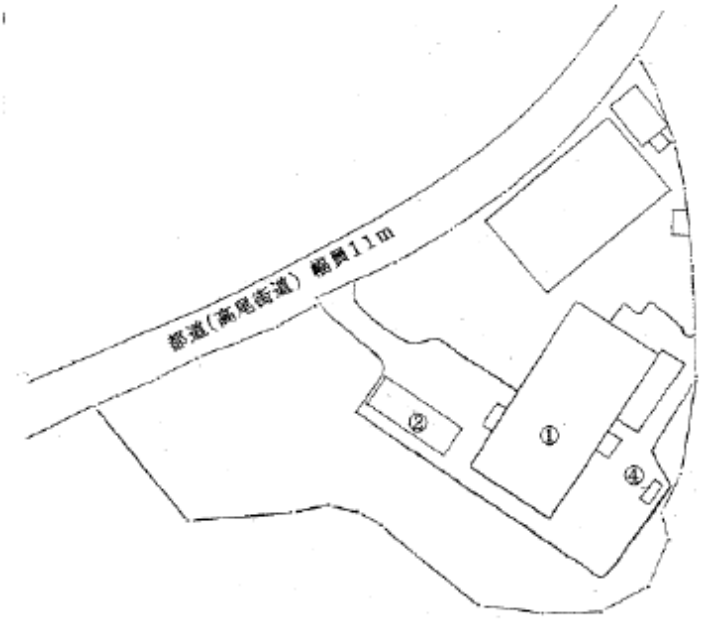
| 品　　名 | 数　量 | 備　考 |
|---|---|---|
| 電気冷蔵庫 | 1 | |
| 扇風機 | 3 | |
| 湯沸器 | 1 | |
| ガスレンジ | 1 | |
| 食器整理戸棚 | 1 | |
| ラック | 2 | |
| 食器煮沸消毒槽 | 1 | |
| 食器洗浄機 | 1 | |
| 電子レンジ | 1 | |
| 炊飯器 | 1 | |
| 配膳棚 | 1 | |
| 水槽 | 1 | |
| 物置台（大） | 3 | |
| 〃　（小） | 1 | |
| 水槽（２口製） | 1 | |
| 水槽（１口製） | 2 | |
| 消火器 | 2 | |
| 米びつ | 1 | |
| 食器消毒機 | 1 | |
| 物置台 | 3 | |
| 衣装ロッカー | 1 | |
| 皮むき機 | 1 | |
| 保温機 | 1 | |
| 電気保温ジャー | 2 | |
| ガスフライヤー | 1 | |

| 品　　名 | 数　量 | 備　考 |
|---|---|---|
| ノレン | 1 | |
| 分時計 | 1 | |
| 黒板 | 1 | |
| ガス炊飯器 | 1 | |
| 白板 | 1 | |
| ミキサー | 1 | |
| 書架 | 1 | |
| 卓子 | 15 | 食　堂 |
| 椅子 | 60 | 〃 |
| カーテン | 2 | 〃 |
| 長卓子 | 2 | 〃 |
| 脇机 | 1 | 〃 |
| 食器戸棚 | 1 | 〃 |
| ライト | 1 | 〃 |
| トースト | 1 | 〃 |
| 消火器 | 2 | 〃 |
| 電子レンジ | 1 | 〃 |
| 湯沸器 | 1 | 〃 |
| 物置台 | 2 | 〃 |
| 冷凍冷蔵庫 | 1 | |
| 秤 | 2 | |
| 時計 | 1 | |
| 回転釜 | 1 | |

別紙７

# 建物配置図

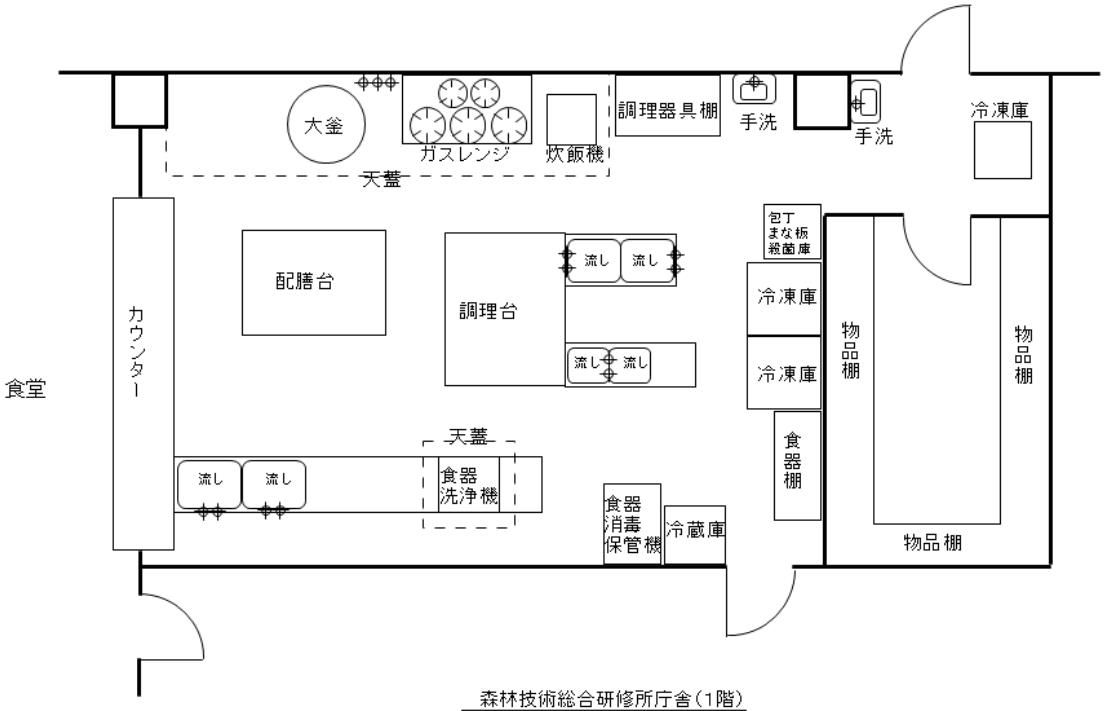
森林技術総合研修所
東京都八王子市廿里町１８３３番地９４




①庁舎
②倉庫兼車庫
④プロパンボンベ室

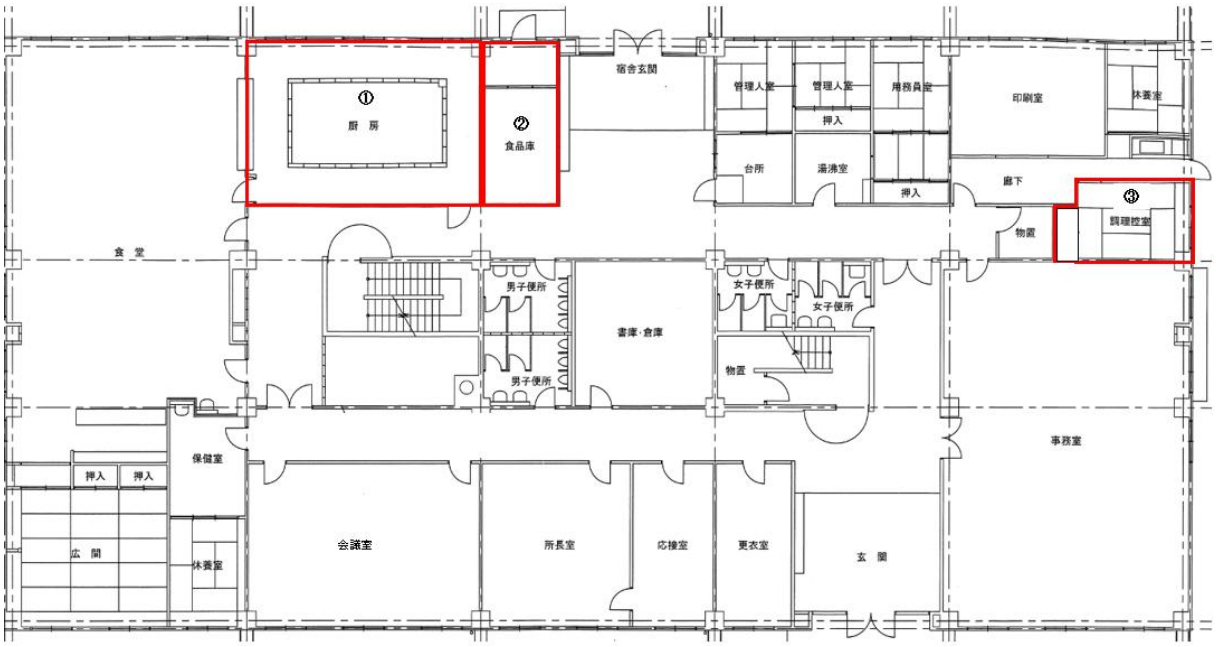
別紙８

## 森林技術総合研修所庁舎　厨房平面図




森林技術総合研修所庁舎（1階）

別紙９　食堂平面図




使用許可部分

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | 厨　　房 | 54.87 ㎡ | (8.850m×6.200m) |
| ② | 食 品 庫 | 18.29 ㎡ | (2.950m×6.200m) |
| ③ | 調理控室 | 14.72 ㎡ | (0.900m×2.050m+4.365m×2.950m) |
| | 計 | 87.88 ㎡ | |

別紙 10　経費負担区分

| 経　費　項　目 | 森林技術<br>総合研修所 | 業　者 |
|---|---|---|
| 厨房施設の改良及び修繕 | ○ | |
| 厨房機器の補修修理費 | ○ | |
| 光熱水料 | ○ | |
| 厨房の防虫・防鼠の消毒費 | ○ | |
| 食堂ホールの清掃費 | ○ | |
| 食器及び補充にかかる費用 | ○ | |
| 調理用具及び補充にかかる費用 | ○ | |
| 残飯・塵芥の処理費 | ○ | |
| 厨房用消耗品<br>（包丁、まな板、洗剤、スポンジ、ラップ、ゴミ袋） | ○ | |
| 茶 | ○ | |
| 業務用電話 | ○ | |
| 食材料費（ドレッシング等を含む） | | ○ |
| 調理従業員にかかる費用 | | ○ |
| 保健衛生費・被服費 | | ○ |
| 事務用品費 | | ○ |
| 求人広告費 | | ○ |
| 業者が行うべき官公庁手続き費用 | | ○ |

＊上記以外の経費項目については、別途協議する。

（別添）

# 誓　約　書

当社は、下記１に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付け（使用許可）を受けた国有財産の使用に当たっては、下記２に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記３の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記１に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は変更後の役員名簿を提出します。

２　公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

３　警察への通報等

（１）貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※１）、政治活動標ぼうゴロ（※２）、その他暴力団関係者から不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
（２）（１）による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※１　社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
※２　政治運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

森林技術総合研修所長　殿

令和　　年　　月　　日

住所又は所在地
商号又は名称
代表者役職氏名